

福祉医療費受給者証

(老・身・乳・母)の更新

7月1日より福祉医療費受給者証が変わります。

受給者の方で、社会保険に入られている方には個人通知をさせていただきますので、加入保険が変更された方は届出を行ってください。母子家庭等医療費受給者の方は必ず現況届を提出してください。

乳幼児医療の助成対象年齢が義務教育就学前までに拡大されました。

老人医療助成制度

今年度の所得制限額は左表のとおりです。今まで受給されていた方も、所得制限額により非該当となる場合があります。

なお、昨年度、所得制限額により非該当の方は6月上旬に申請書を送付しますので、再申請を行ってください。

区分	本人所得制限額
扶養親族	限度額(単位:円)
0人	1,595,000
1人	1,975,000
2人	2,355,000
3人	2,735,000
4人	3,115,000
5人	3,495,000

平成13年中の所得額

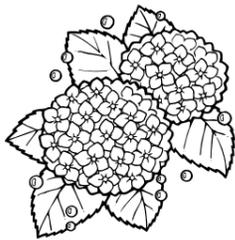
問い合わせ 地域福祉課
0794(35)2361

駅西地区担当民生委員が新しく選任されました

駅西地区担当民生委員
藤井 潔氏

問い合わせ 地域福祉課
078(941)2477

問い合わせ 地域福祉課
0794(35)2361



平成14年度の介護保険料

平成14年度の介護保険料が6月に確定するため、第2期以降の納付書を6月上旬に送付いたします。

第一号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、住民税の課税状況及び合計所得金額をもとに5段階に分かれています。

保険料を滞納すると、サービスの利用が制限されたり、一部負担割合が引き上げられる措置を受けますので、保険料は必ず納期内に納めましょう。

問い合わせ 健康福祉課
0794(35)2362



税

平成14年度国民健康保険税の税率のお知らせ

国民健康保険税は、医療給付費分と介護納付金分の合計額を負担していただきます。医療給付費分はすべての被保険者が、介護納付金分は40歳以上65歳未満の被保険者が対象になります。医療給付費分の税率は、必要とされる医療費の額をもとに、また、介護納付金分の税率は、介護納付金の総額をもとに毎年見直しを行っています。

平成14年度の税率は、表のとおりに改正されました。なお、国民健康保険税の納期は7月か

表 平成14年度国民健康保険税の税率

	医療給付費分		介護納付金分	
	13年度	14年度	13年度	14年度
所得割	6.40%	6.73%	所得割	0.78%
資産割	25.00%	24.00%	資産割	4.80%
均等割	27,720円	27,720円	均等割	5,760円
平等割	27,720円	27,720円	平等割	3,900円
課税限度額	530,000円	530,000円	課税限度額	70,000円

所得割: 被保険者の13年中の所得金額から33万円を控除して、6.73%をかけた金額	所得割: 医療給付費分と同様に計算し、0.78%をかけた金額
資産割: 被保険者の14年度の固定資産税額に24%をかけた金額	資産割: 医療給付費分と同様に計算し、4.80%をかけた金額
均等割: 被保険者1人につき 27,720円	均等割: 被保険者1人につき 5,760円
平等割: 1世帯につき 27,720円	平等割: 1世帯につき 3,900円
1年間の保険税額 = + + + (最高53万円)	1年間の保険税額 = + + + (最高7万円)

介護納付金分は、40歳~64歳の被保険者の方のみ課税されます。

表 国民健康保険税の2割軽減(減額)額

	医療給付費分	介護納付金分
均等割 加入者1人につき	5,550円	1,160円
平等割 1世帯につき	5,550円	780円

国民健康保険税の減免
失業、退職などにより所得が激減したり、居住用の財産の買

介護保険のサービス利用における自己負担額の減免

介護保険においてサービスを利用する場合、自己負担額の減免制度があります。

社会福祉法人のサービスを利用された場合の減免

現在、介護保険において要介護・要支援認定を受けられた方で、社会福祉法人が提供するサービス(ホームヘルプサービス・施設入所等)を利用している生活困難者(生活保護受給者を除く)の自己負担額を減額する制度です。サービスと減免につきましては、左表をご覧ください。

施設	対象サービス	減免対象費用	減免率
施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	旧措置者	1/2
		平成12年4月1日以降の入所者	
居宅	訪問介護(ホームヘルプ)	利用者負担額	1/2
	通所介護(デイサービス)	利用者負担額 日常生活費(月額1万円を上限とする)	
	短期入所(ショートステイ)	利用者負担額 日常生活費(月額1万円を上限とする)	



対象となる方
【基準額】
居宅サービス利用者
・高額介護サービス費の上限額が1万5千円である方および保険料の第1段階の方(老齢福祉年金受給者など)
・生活困窮者(次のすべてに該当する方)
1人世帯で13年中の収入が120万円以下の方(同一世帯員で、40歳以上の被保険者が1人増えることに60万円を加算)。
他世帯の扶養を受けてない方
資産などを活用してもなお生活が困窮状態にある方
施設サービス利用者
・13年中の収入が60万円以下の方

介護保険施設における標準負担額(食事代)の減額

介護保険の施設に入所されている低所得の方の食事代(標準負担額)が減額されます。対象となる方は、左図のとおりです。

標準負担額減額対象者	一日当たりの標準負担額
町民税非課税世帯の方	500円
生活保護の受給者・老齢福祉年金受給者で町民税非課税世帯の方	300円

一般世帯の標準負担額は780円です。

現在の食事代の減額対象者には、更新手続きのお知らせを送付しておりますが、それ以外の方でも該当されると思われる方は、役場健康福祉課の窓口までご相談ください。

分りにくいことがありましたら左記までお尋ねください。

問い合わせ 健康福祉課
0794(35)2362

口座振替のご利用を

国民健康保険税をはじめとする町税の納付については、便利な口座振替制度をご利用ください。郵便局でもできます。

国民健康保険税を滞納すると

国民健康保険税を災害その他の特別な事情がないのに滞納して、一定期間を経過した場合、保険証をお渡しできなくなり、資格証明書で受診していただきます。さらに経過すると、高額医療費などの保険給付が差し止められます。健康保険の制度は皆さんで支え合って成り立っています。保険税は必ず納期内に納めましょう。

国民健康保険税の2割軽減(減額)

国民健康保険の加入者で次の要件に該当される方は、申請書を提出してください。この申請が認められると国民健康保険税の一部が軽減(減額)されます。**所得要件** 平成13年中の総所得金額が次の式で求めた金額以下の世帯
33万円 + (35万円 × 被保険者数)
ただし、平成13年に風水害な

町民税の減免

失業や退職などにより所得がなくなったり、著しく減少した場合で、一定の要件を満たしていれば減免を受けることができます。減免の申請をされる方は、納期限の7日前までに申請書を提出してください。

対象者 平成13年中の所得が80万円以下の人で、失業や退職、休業、廃業などの理由発生後の所得が、前年の所得と比べて半分以下に減少すると認められる人や、病気などで引き続き3カ月以上療養中の人

申請に必要なもの 納税通知書、印鑑、右のに該当することを証明できる書類(雇用保険受給資格者証、無職証明書、診断書など。年金受給者は年金証書、年金改定通知書などの最新の年金額がわかるもの)

問い合わせ 税務課
0794(35)0358